空席は目立たなかったが会場が小さめだったこともあり、受講者は激減し、 214名

テーマ: 一般病院において「結核対策」はどうするか?

座長:森下 宗彦 (愛知医科大学病院メディカルクリニック、呼吸器内科) 佐々木 結花 (国立病院機構千葉東病院呼吸器科)

- 1. 一般病院での結核の診断治療状況—保健所への届出等法的対応も含めて— 藤山 理世(神戸市中央区保健福祉部)
- 2. 結核の診療 陰圧個室を持たない 般病院の立場から 戸島 洋一 (東京労災病院呼吸器内科)
- 3. 結核の診療 陰圧個室を持つ一般病院の立場から 新美 岳 (名古屋市立東部医療センター東市民病院 呼吸器内科)
- 4. 結核の診療 -結核専門病院からの要望を含めて-露口 一成(国立病院機構近畿中央胸部疾患センター呼吸器科)
- 5. 医療機関の結核予防対策 飯沼 由嗣(京都大学病院検査部・感染制御部)

## ◎ 日本結核病学会の結核・抗酸菌症教育のための活動

上記のように、結核・抗酸菌症に関する最新の知識を普及させるため日本呼吸器学会との共同企画として呼吸器学会学術講演会時にプログラムを行ってきた。

結核の知識を広めるため、「結核症の基礎知識」と題した医学生向けの論文を発表し、ホームページに掲載中であり、個人的にはダウンロード可能としている。また、これに準拠した教育用スライド集を全国の大学医学部を主として関係機関に配布すると共に、結核予防会出版部から発売した。(現在は絶版。改訂中)

### ★ 結核症の基礎知識

### 日本結核病学会教育委員会

「結核症の基礎知識」の改訂にあたって

日本結核病学会教育委員会は、1981 年「結核症の基礎知識」を作成、次いで 1988 年「基礎知識」の改訂ならびに「結核教育用スライド集」の作成を行い、医学生に対する結核症の教育を目的として、関係各方面に提供してきた。

現委員会は、結核症をめぐるこの間の学問的進歩と環境の変化に対応するため、本 宮雅吉前委員長のもとで開始された「基礎知識」、「結核教育用スライド集」の改訂 作業を引き継ぎ、委員外の協力も得て作業を進め、このたび完成をみたものである。 各位のご参考になれば幸いである。

平成9年6月

### 一 目 次 一

- I. 結核症の発生病理
  - 1. 結核菌
  - 2. 結核菌の感染と初感染原発巣
  - 3. 結核免疫、ツベルクリン・アレルギー
  - 4. 結核症の発病と進展
  - 5. 結核病巣の形態学的治癒過程

## Ⅱ. 結核の診断

- 1. 病歴と症状
- 2. ツベルクリン反応
- 3. 結核菌検査
- 4. X線診断
- 5. 内視鏡検査と生検
- 6. 呼吸機能検査
- 7. 鑑別診断

## Ⅲ. 結核の治療

- 1. 化学療法
- 2. 外科療法
- 3. 入院の適応
- 4. 後遺症
- 5. 結核死亡の現状

## Ⅳ. 全身の結核

- 1. 肺門リンバ節結核
- 2. 頸部リンパ節結核
- 3. 胸膜炎
- 4. 結核性膿胸
- 5. 気管·気管支結核
- 6. 粟粒結核
- 7. 結核性髄膜炎
- 8. 骨·関節結核
- 9. 腎・膀胱 (尿路) 結核
- 10. 性器結核
- 11. 腸結核
- 12. その他の肺外結核

## V. HIV 関連結核

- 1. 合併頻度
- 2. 発症
- 3. 治療
- 4. 副作用
- 5. 多剤耐性結核
- 6. 予防投薬

# VI. 結核の管理

- 1. 結核蔓延状況の推移
- 2. 結核対策
- 3. 結核予防法
- 4. 結核サーベイランス

## 付. 非結核性抗酸菌症

- 1. 非結核性抗酸菌とは
- 2. わが国における非結核性抗酸菌症の現況
- 3. 非結核性抗酸菌の分離・同定
- 4. 肺非結核性抗酸菌症の診断基準
- 5. 非結核性抗酸菌症の病像
- 6. 非結核性抗酸菌症の治療

日本結核病学会教育委員会

(出典:結核. Vol. 72, No. 9:523-545, 1997)

★ 日本結核病学会は平成20年度よりICD制度協議会に加盟したので、平成21 年7月の総会時より毎年ICD講習会を開催することとした。

結核病学会総会時に教育講演は以前より行われていたが、ICD講習会としたことで、資格に関するインセンティブが生まれ、参加者が増加した。 以下にこれまでのICD講習会のプログラムを示す。

●第84回 日本結核病学会総会 札幌 平成21年7月

<ICD講習会> 受講者 219名

テーマ:新しい結核感染診断法の課題と展望

座長: 阿彦忠之 鈴木公典

- 1. QFT の精度管理と感度向上に関する研究成果
- 2. 免疫抑制者における QFT の適用と課題
- 3. 接触者健診における QFT の適用の限界と今後の対策

●第85回 日本結核病学会総会 京都 平成22年

<ICD講習会> 受講者 371名

テーマ: 結核の院内感染対策

座長: 鈴木克洋 矢野邦夫

- 1. 結核の院内感染事情
- 2. CDC ガイドラインに沿った結核の院内感染対策
- 3. 結核の院内感染対策における OFT の応用
- 4. 結核の院内感染対策における保健所の役割
- ●第86回日本結核病学会総会 東京 予定プログラム 平成23年6月2日・3日

<ICD 講習会>

テーマ: 免疫低下患者の結核の特徴と対策

―発病の早期診断と発病防止のために

座長: 重藤えり子 武内健一

- 1. 種々の疾患、状態における結核発病のリスク
  - 2. 免疫低下者における結核の特徴
  - 3. 免疫低下者のおける結核診断の問題点
  - 4. 免疫低下者における結核発病防止-LTBI の診断と治療

★ 日本結核病学会では平成22年度より結核・抗酸菌症認定医制を発足させた。 これに伴い、第86回総会より生涯教育セミナーを開始することになった。

第86回日本結核病学会総会 平成23年6月2日・3日 予定プログラム

生涯教育セミナー1: 結核から見た日本

座長: 石川 信克 (結核予防会結核研究所)

長山 直弘(国立病院機構東京病院)

生涯教育セミナー2:結核医療体制の整備:医療法改正・結核医療の採算性・病床集

約等

座長: 加藤 誠也(結核予防会結核研究所)

稲垣 智一(墨田区保健所)

生涯教育セミナー3: 各疾患領域から見た結核の現状と問題点

座長: 工藤 翔二 (結核予防会複十字病院)

佐々木 結花 (国立病院機構千葉東病院)

生涯教育セミナー4: MAC 症の研究・臨床の最前線

座長: 小川 賢二 (国立病院機構東名古屋病院)

倉島 篤行 (結核予防会複十字病院)

生涯教育セミナー5: 抗酸菌症に対する外科治療

座長: 大森一光(日本大学板橋病院)

未定

- ●さらに専門的な高いレベルの講習会は結核予防会が「結核予防会医学科コース・ 結核対策指導者育成コース」として行っている。
- ★ 「新しい結核用語事典」と「結核診療ガイドライン」を南江堂より出版し、一般医の知識の普及に供している。
- ★ 日本結核病学会は呼吸器科医の結核・抗酸菌症に関する優秀な医師を養成することを目的として平成22年5月より結核・抗酸菌認定医・指導医認定制度を発足させた。

初回の認定医・指導医の認定は平成24年1月になる予定である。

制度発足により、結核病学会を退会していた医師の再入会や若い医師の新規入会を促し、現在、会員数は約200名増加した。

この制度を発展させるためには、この制度の社会的評価を高めることが必要である。たとえば、結核審査会委員の選定、呼吸器専門病院の職員などの選任に当たって認定医・指導医の資格を求めるなどの当制度に対する社会的・行政的評価をいただくことが肝要である。

## ☆日本結核病学会 結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度規則 平成22年5月19日制定

## ●第1章 総 則

### 第1条

日本結核病学会(以下本学会という)は、結核および非結核性抗酸菌症に対する適切な医療を推進するため、また多剤耐性結核、超多剤耐性結核の抑止と結核撲滅をめざすために、結核・抗酸菌症の知識と抗結核薬の適正使用の経験に優れ、それを実践し、また指導と教育を行える優秀な医師を養成することにより、結核・抗酸菌症診療の向上を図り、加えて耐性菌防止と医療資源の有効利用につとめ、人類の健康と福祉に医療を通じて貢献することを目的として本学会認定医・指導医認定制度を設ける。

前条の目的を達成するために、本学会は結核・抗酸菌症認定医および指導医を認定する。

#### 第3条

第2条

本制度の運営のため、結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度審議委員会(以下審議会という)を設ける。

## ●第2章 審議会

#### 第4条

審議会は第1条に掲げる目的を遂行するために必要な事項を所掌し、認定医および指導医の認定業務などを行う(施行細則1参照)。

#### 第5条

審議会委員長は理事会が選任し、理事長が委嘱する。

審議会は、委員長が推薦し理事会の議を経て承認された委員によって構成され、理事 長が委嘱する。

#### 第6条

審議会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

## 第7条

委員長は審議会を召集し、管掌し、本制度の円滑な運営を図る。

#### ●第3章 認定医・指導医の応募資格

#### 第8条

次の条件を全て満たす場合、応募できるものとする。

- (1) 認定医
- 1) 本学会の会員であること。
- 2) 医師歴が2年以上の医師で、結核・抗酸菌症診療について研鑚を積もうとするもの。
- 3) 審議会が指定したセミナー等に参加し、所定単位 50 点を取得したもの (<u>施行細則</u> 3 参照)。
  - (2) 指導医
- 1) 会員歴:申請時まで継続して5年以上。
- 2) 認定医歴 2 年以上(但し、経過措置として平成 24 年迄は不要とする。)
- 3) 次のいずれかを満たす者。